

○ 札幌市ジャンプ競技場受付事務取扱マニュアル

1 趣旨

- ・このマニュアルは、札幌市ジャンプ競技場条例別表4に規定する施設における受付事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- ・ただし、札幌市ジャンプ競技場条例施行規則別表に規定する備付物件のうち、大型映像車については、「札幌市大型映像車使用取扱要綱」により取り扱うものとする。

2 受付開始時期

- ・各施設の使用目的による受付開始時期については、以下のとおりとする。

施設名	使用目的	受付開始時期※
ジャンプ台 (各ジャンプ競技場)	ジャンプ競技の大会	使用月の12カ月前の1日
	その他指定管理者が必要と認めた行事	
	ジャンプ競技の練習	使用月の6カ月前の1日
	その他の催物等	
運営本部 (大倉山)	ジャンプ台と併せて使用する場合	ジャンプ台の受付開始時期と同時
	その他の場合	使用月の1カ月前の1日
観覧フィールド (大倉山・宮の森)	ジャンプ台と併せて使用する場合	ジャンプ台の受付開始時期と同時
	不特定多数の市民の参加・来場が見込まれる大規模行事	使用月の6カ月前の1日
	その他の場合	使用月の1カ月前の1日
エントランス広場 ステージ (大倉山)	ジャンプ台と併せて使用する場合	ジャンプ台の受付開始時期と同時
	不特定多数の市民の参加・来場が見込まれる大規模行事	使用月の6カ月前の1日
	その他の場合	使用月の1カ月前の1日

※ただし、1日が休場日等の場合には、以後直近の開場日とする。

3 受付方法等

- 申込者が来場のうえ申込むこととする。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めたときは、申込みについて来場以外の方法を認めることができる。

なお、受付開始時期による受付方法等は下記のとおりとする。

受付開始時期	受付方法	受付期間及び時間
・ 12カ月前の1日	・ 受付開始時期において申込者の使用希望日が重複した場合には調整会議を開催し、双方の話し合い若しくは抽選により決定する。 ・ 調整会議を経た後の申込は、先着順により決定する。	受付開始時期から 使用希望日当日までの 午前9時から午後4時 (ただし、使用希望日当日の場合は使用開始時間の前とする。)
・ 6カ月前の1日		
・ 1カ月前の1日		

- 受付と同時に申込書等を審査し、所定の利用料金を支払わせたうえ、使用承認書を交付することとする。ただし、指定管理者は特別の事由があると認めたときは、利用料金について使用後の支払を認めることができる。

・受付場所：札幌市中央区宮の森1274番地 大倉山ジャンプ競技場内

札幌オリンピックミュージアム2階管理事務所

電話番号 011-641-1972、631-2000

FAX番号 011-632-4901

平成30年4月1日実施 札幌市ジャンプ競技場等指定管理者 株式会社札幌振興公社